

対策那边にありやという疑点を実は持つのであります。この際大臣から、総合的な中小企業対策、零細企業対策というものについての熱意を一つ伺いたい、こう思うのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 得てして行政府は予算に非常な束縛されがちでございます。そうして、予算を主として御説明するのが今までの例と思ひます。これは役人の通弊でございます。私はそれだけでは十分ではないと思ひますので、今度の商工法におきまして、これは一つの型を作つて、また魂は施行の状況によつて入れていくわけでございます。だから説明が、従来の数字的に、また予算にとらわれた点はあるかも知れません。しかし、これは施行いたしました、状況によつてだんだん改善し、拡大しという気持ちで私は進んでいきたいと思ひます。指導員なんか置いてみますと、今までの税の問題とか金融の問題とかいろいろのは、口では言つておりますが、実際はどうだといふふなことは、指導員等の経験から、指導員から実情を聞いて、いろいろ改善すべき点があるかと考えておるので、従つて私は、まだ申し上げていかどうかわかりませんが、零細企業に對しましての国民金融公庫のあり方を、中小企業の考え方、ある程度やつていきたい。従来国民金融公庫には大蔵省の人しかいておりませんが、今度は通産省の人も理事に入つて、零細企業の方に国民金融公庫をもつと使つたといふような、いろいろなことで大蔵省、通産省一体となつて、この方面にもつと目をつけていくような方法を講じていきたいと考えておるのであります。

○樺葉夫君 ぜび一つそういうふうにしていただきたいと思ふんですが、国民金融公庫の一件当たりの貸出限度、昨年度でありましたか、五十万円になつておりましたのを、百万円に引き上げましたが、その後の貸出状況を見ておきますと、大阪などの例でありますけれども、大体平均二十万七千円程度になつておられます。ですから、これはまあそのくらい金額さへも困つておるといふ状況が私はここに出ておると、こう思ひますので、ぜび商工法等の組織ができましたら、この金融面についても税制の面についても、ほんとうに親切な相談相手になることのできるような措置と配慮を一つお願いしておきたいと思ひますが、なお、きのう大臣の御答弁でや満足はいたしましたが、今町村単位にできます商工法の府県の連合会の組織、それから全国的な連合会の組織といふことは、しばらく一つ推移を見ながら考えていきたいというお話でございましたが、私はこれはぜひやらなければ、町村別にできてもいい、こういうことをやつてもらいたい、ああいうことをやつてもらいたいという何かありました、その声をするその声を吸い上げて、行政の上に取り上げていくというお考えであるんですから、ぜびこれは府県の連合会、全国的な連合会といふものを作るようにしなければならぬと、私はこう思ふんですが、大臣は、既存の団体との関係にもらひ合わせながら、でき上がったものについての連合会組織等についても考えていきたいという大體の方向は、これは示されておるのでありますけれども、私は、どうしても

町村別にできました組織といふものは、何か府県別にでも連合会を作らせる、そこから声を出す、さらに全国的な連合会としての育成の方向をとるといふようにしないといふかぬように思ふのですが、やはりきょうもきのうの程度の御返事しか伺へません。

○国務大臣(池田勇人君) これは日本の実情を見まして、こういうものの各県の連合会、全国的連合会といふものは、どれにも皆あるわけなんです。私は本会議でもお答えしたように、その連合会や全国的の会ができることを期待してないんじゃない。当然できるものだと思つております。ただ、でき上がった場合の他の関係をどうするかといふことを今考慮しておるので、私はあなたと同じように、府県の連合会はずでございましょう。そうして全国的な連合会のものも今でもあつた。だからこれは私は当然でございまして考えております。それから、法制的にここにどう書き込むかといふことは、できたものの実態を見てから他の団体との姿を調整してやるべきであつて、実態的に早急に起こつてくるんじゃないかと思つております。決してそういうものが起こることがいいか悪いかといふことを問題にしておるんじゃない。当然起こつてくるというところは考えております。

○樺葉夫君 これまで質疑がありましたのに、重複するような質疑をするので恐縮なんですけれども、これは一つ時間もかからないようなふうに思ひますので、取りまとめの意味でこれはお伺いするのであります。商工法は、今何回作らうとする商工法の組織とは、目的が別だと思ふんです。これは地域における産業全般の問題、あるいは政府の政策に対する建議、それから地方的な産業の開発等に關してこれは協議したり建議したりするものだと思ふんです。ところが、今回の商工法といふものは、団体を対象にするものでなく、ほんとうに零細な商工業の個々にわたつて育成指導しようとするものでありますから、商工法は、その組織としておる地域の零細企業といふものを、商工法は、その機能を拡充し、新たな使命を与えることによつて本法の目的を達することは、私はできないといふ考えを持つておるのであります。ですから、今回はこれで衆議院からも修正案を付して回付されておる案でありますから、今回はこれといたしまして、將來商工法は、その現存する地域、特に大都市における零細企業といふものが大半を占めておるわけでありまして、この組織を、この法律の適用地域に將來は考えていく。商工法は、そのものを本来の使命に立ち返らせて、その活動を促していくといふようなことでなければ、この法律の目的を真に達成することはできないといふ私は考えを持つておるんです。大臣は、この法律をお出しになつておつて、お前と一緒だといふわけにはいきません。この法律が定めようとする商工法の使命といふものは、おのずから別であります。將來やはりこれを別の任務を課して、組織を改変する意思ありやといふことをお伺いしたいのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 経済の流れといふものは変わつてくるのでございまして、従つて、その法律が現状に合わないといふ場合におきましては、これは変えていかなければなりません。しかし私は、商工法といふものは、今お話のように、団体的に地方の産業をどうしようといふことをやつておるもの、これでは十分ではない。やはりその地域における大部分を占めておる中小企業の育成といふことも考えなければならぬ問題で、現に中小企業の人々が全国平均で会員の七割以上を占めておる。ただ、今まで政府がこれだけの力を商工業者に対して入れる制度を持つていなかったから、安易な方法でいつておる点は私は認めます。しかし、今後政府がどういふ考え方、いふことには、商工法は、今までの単なる地方的な開発といふことでなく、構成員のいわゆる向上発展に力を尽くすといふことが必要であるといふことを私は感ずる。そういう方向で政府も指導していききたい。これで私はやつていけると思つておるのであります。従つて、そういうわれわれの目的が達せられない場合におきましては、何も改正するにやぶさかではございせん。そのときの情勢に立つて、全体がよくなるように持つていく。ただわれわれが考えるのは、同じ地域に二つの組織を別々にしてやることとが、いい場合もありまして、全体として非常な支障を起すといふことを想像いたしましたので、一応これでやつていこうといふお考えであります。

○栗山良夫君 ちよつと最後に。ただいま商工法は、その機能の問題、商工業者の指導育成といふ観点から、機能の問題で御質疑がありました。將來の問題は別といたしまして、この商工法が直ちに公布実施になります場合

に、ただいまの商工会議所のスタッフ
あるいはその事務機構、そういうもの
について商工会議所の自主的な判断に
基づく導出だけにまかせておいてい
いのか、あるいは国会で御答弁があ
りましたように、中小企業、小規模
事業者のために通産省として商工会
議所のあり方について積極的な行政
指導をなさる御用意があるか、この
点をちょっとお聞きをしておきたい
と思います。なぜそういうことを申し
上げるかと申しますと、商工会議所
の機能、性格については論ぜられた通
りでありますから、そういう長い伝
統を持って運営をせられてきた機構に
対して、新しいこういう立法措置が講
ぜられたからというので、にわかにウ
エートを増して新しい活動を積極的
に期待するということはおなかなかな
しい面があるかと思ひます。ですから
心身ともに入れかえて、新しく商工会
議所が新使命に生きていくということ
であれば、今までのように、商工会議
所の中に中小企業部というものがあ
つて、そうして若干の普及員を増加
する、区に支部を設けるという程度で
なく、もう少し雄大なやはり事務機構
の拡充ということが、そういう指導精
神というものを植えていかなければ
ならぬと思ひますが、その点はいか
がでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来
ずつと申し上げましたごとく、これを
施行いたしました、町村部の方はずつ
と盛り上がつてくると思ひます。そ
れから商工会議所のあり方、東京、大
阪、特に東京でございます。なかなか
これを盛り上がらずというところは相
当時間がかかる。しかし都の商工部と連

絡いたしました、都の商工部はおおむ
ね中小企業をやっておりますが、通産
局並びに都の商工部と商工会議所とよ
く連絡いたしまして、そうして具体的
にどうやっていくかというところは相
談さして、できるだけこつちへ、何と申
しますか、誘導していききたいという考
えておるのであります。町村はどつ
と盛り上がらぬかもしませんが、し
かしゆくゆくは相当この商工会法が施
行になつて、中小企業者も潤いがく
るということは、私は一、二年のうちに
出さなければならぬという気持を持
ておるのであります。

○栗山良夫君 大体了承しましたけれ
ども、週日参考人としておいで願つた
方々の中にも、たとえば日本中小企業
団体連盟会長の豊田雅孝君であるとか
あるいは東京工場団体連合会会長の太
田喜八郎君であるとか、こういう方々、
特に東京の商工会議所の地域のこ
とを支持して発言があつたように私は
記憶を持っておりますが、やはり今
大臣がおつしやつたように、町村地帯
では急にこの法律ができたために盛り
上がつて、よしやろうという気運にな
ると考えられます。ところが一番肝心
の東京、大阪、名古屋とかいうところ
では、どうも商工会議所の中にそうい
う情熱がわかない。二、三年やって
いるうちに、だんだんよくなるのだとい
うことは、やはり零細業者に対して
希望を十分持たせることができないの
で、本法施行と同時に、少なくとも商
工会議所は、大都市の商工会議所とい
うものは町村の商工会と歩調を合わせ
て新機軸を出した活動を開始せられ
て、零細業者が、なるほど法律審議の
ときにはいろいろ疑問があつたが、実

際やつてみると、そんなに心配する必
要はない。なるほどこれでいけるのだ
という、いける、いけないは別とし
て、そういう空気だけは当初に作つて
いただく必要がある、こう私は考える
のです。ですからその意味で法公布と
同時に、通商産業省は、大都市の商工
会議所に向かって積極的な行政指導を
なさる御意思があるか、こういうこと
をお尋ねしたわけです。

○国務大臣(池田勇人君) 全くその通
りでございます。大都市のところでも
やはりその会議所の構成その他でい
ろろ違ふと思うのです。ある一つの会
議所が非常に中小企業の方に力を入
れだす、そうすると他の会議所もそれ
にならう、いろいろの方法で先に申し上
げましたように、都道府県の関係部局
と通産局とでタイアップしまして、大
都市の商工会議所の考え方を中小企業
にこの際相当向けるように誘導してい
きたいと思ひます。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言も
なければ、質疑は終局したものと認め、
これより討論に入ります。御意見のあ
る方は賛否を明らかにしてお述べを願
ひます。

○榊原夫君 私は日本社会党を代表し
て衆議院から修正して参りました条項
を含めて賛意を表したいと思ひます。
ただ、この機会に二、三希望を申し
ておきたいと思ひますが、連日の質疑
によつてだいたい明らかになりました
けれども、商工会議所の組織されてお
る地域が本法の適用地域外になる。主
として町村の商工会だけが適用対象と
なるということは、商工会議所の組織
されております地域の零細企業の育成
指導ということを、今日の商工会議
所、特に大都市における商工会議所に

その指導育成をゆだねるということは
大きな不安がございます。ですから得
来こういう点についても一本化するよ
うな方向に努力を政府はすべきではな
いかと思ひます。

それからさらに組織問題といたしま
しては、大臣は当然この府県連合会あ
るいは全国的な連合会というものは、
自然発生的にこれは盛り上がつてくる
べきものであるというお考えを述べら
れましたが、私もこれは当然そういう
ふうな組織を持たせるように積極的指
導を行なうべきである、こう思ひます。
そのようにして町村単位の商工会の
持つておりますいろいろな要望を大き
な声として政治の上に反映させるよう
にいたしますためには、そのような組
織的な指導が今後継続されなければな
らぬと思ひます。

それからいま一つは、この商工会に
それぞれ改普普及員というものを置く
て、経営技術等に対する指導を行なう
ということになつておりますが、そう
いうことももちろん必要であります。
けれどもさらに金融面について、税制
の点について、政府はこれに対して幅
のある指導、育成、援助ということが
望まれるところであります。こういう
点を特に本法の施行にあたりましては
留意していただきたいと思ひます。

それから、今申しますような総合的
な零細企業に対する対策が本法の中に
出ておりませんために、何か商工会に専
従の普及員を置くことだけが目的のよ
うに解されやうでございますので、こ
れが特定の政党の選挙の際の基盤にな
りはしないかというふうな心配を多く
持つておるのでありますから、そうい
うことが断じてない、法文の中にも明

記はしておりますけれども、指導の面
においてそういう点を特に留意して指
導に当たられたいということを希望を
いたしました、衆議院からついてきて
おります修正案を含めて賛意を表する
ものであります。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言
……
○川上為治君 私は自由民主党を代表
いたしました、衆議員から修正をつけ
て参りましたこの法律案に対しまして
賛成いたします。

ただこの際私も二点だけ希望を申し
上げておきたいのであります。その
一点は、この商工会制度は、これは組
織の点からいいますと、やはり零細企
業対策として画期的な制度では
ないかというふうに考えております
が、こういう制度を活用する場合にお
きましては、やはり予算がそれに伴
つておりませんといふと、結局十分な仕
事ができません。本年度におきまして
は、国家予算としましては四億近く、
また各県におきましてそれと同じよう
な予算を出すことになりまうといふ
と、大体八億といふことになりまう
が、一商工会当たりには大体この前の
委員会でもお話しがありましたように三
十数万円しかならないわけでありま
す。そうしますといふと、三十数万円
程度ではたして商工会として零細企業
対策を十分できるかといふ点になりま
うといふと、非常に心配な点があるわ
けであります。大臣は先ほどこれは一
応望を作つたんだといふようなお話で
ありまして、今後は魂をどんと入れ
ていくのだというふうなお話がありま
したが、私はその魂といふのは、私は
別に役人出身だからというわけでは

ざいせんが、やはり金じゃないか、やはり予算をもっと入れるということでないという仕事はなかなかむずかしいんじゃないかというふうに考えますので、今後におきましても、ぜひとも一つ予算をもう少しふやしまして、この商工会制度をちゃんと活用して、零細企業対策に遺憾のないようにしていただきますということが第一点であります。

それから第二点としましては、この前の委員会からいろいろ問題になっておりましたが、やはり大都市、特に大都市の零細企業対策として商工会議所がいろいろやることについて、なかなか心配な点があるわけでありまして、ありますから、そういうような点につきましては、十分一監督指導をしていただきますして、ほんとうに商工会議所が零細企業対策を十分に施行ができるように格段の配慮をお願いしたいと思います。

この二点を申し上げまして賛成の意を表します。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言はございませんか。

○島清君 私は民主社会党の立場におきまして本案に賛成の意を表したいと思います。政府が当初提案をされまして通産大臣が本会議で説明をされましたこの政府原案によりまして、かなり私が本会議で御指摘を申し上げまして御質問申し上げた通り、またただいまも格委員から御指摘がございました通り、特定の政党、特定の地方ボスによって悪用される危険があるのではないかと、いろいろな疑惑の点もかなりあったのでございますけれども、この点は衆議院におきまして修正

もいたしておりますし、さらに付帯条件というものがつけられておりますので、その点はかなりまあすっきりした形になっておりまして、前向きな法の体系を整えているような格好にはなっておりますけれども、しかしながら、きのうの質問でも申し上げました通り、なお私といたしましては不十分であるというところを認めないわけにはいかないような気がするのであります。しかしながら、せっかく衆議院におきます修正並びに付帯条件は、三党の共同修正ということになっておりますし、さらにまたただいまも川上委員、格委員から御指摘になりました都市におけるところの商工会の活動というものは、既存の商工会議所にゆだねているというところは非常に不安である、それでは小規模事業者の助成というところは大きく期待することはできかねるという御指摘でございますが、きのうも御質問申し上げた通り、やはり今日におきまして私たちがその不安を感じるわけでございます。法の施行に際しましては、十分にこの付帯決議と、また委員会におきまして、また各委員の質疑応答並びにただいま両委員のそれぞれの党を代表されて述べられた意見を、十分に運営にあたつては、その精神を生かしていただいて、万遺憾のないような法の運営に当たつていただきたいと思います、こういう工合に念願をするわけでございます。また栗山委員から特に強く指摘になりました五条の適用の問題でございますが、既存の商工会を、これを三年間の経過規定はございまして、これを新法のもとに組織がえをせしむるというところは、なかなか困難な面がある

のではないかと、こういうことが危惧されるわけでございます。その点につきましては、格段に行政指導をしてもらわなければならぬのではないかと、こういうことを大いに御期待を申し上げます。そして格段の御配慮をお願いいたします。さういふ工合に考えるわけでございます。さらに格、川上両委員から御指摘になりました通り、ただ町村だけの地域的な小規模事業者を対象とする法を制定するというところは、画期的であるというところは私もきのう御指摘申し上げましたが、まさに画期的でございます。そして、一步誤りますと、私は中小企業対策の面におきまして一大の汚点を残す結果になる危険性のあることを、大へん遺憾でございます。けれども、御指摘を申し上げておかないわけには参らないのであります。従つてどうか一つこれがもつと中小企業の諸君が広い意味において組織が持たれて、そして十分に中小企業者自身自身の組織を通じて政府の施策というものが渾然一体となって、日本の経済の健全なる発展のために寄与できるような格段の一つ条件の整備に力を注いでいただきたいと思います。特に御希望申し上げまして、私の本案に對します賛成の討論を終わりたいと思ひます。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言はございませんか。——御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

商工会の組織等に関する法律案(衆議院修正送付)の問題に供します。本案を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例によつてこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(山本利壽君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○阿部竹松君 この法案の内容をお尋ねする前に、議事進行についてでございますが、十一時半になつておるようですが、大体どのくらい午前部の部はお尋ねしたらよろしいですか。時間は、委員長どうでしょうか。

○委員長(山本利壽君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) 速記を始め

○阿部竹松君 本法案の審議にあつて、衆議院の商工委員会における速記録を一応通説さしていただきましたので、同じような質問にはなるべく触れないようにして、簡単に次々とお尋ねしたいと思ひわけですが、特に衆議院で問題になりました、世上にもいろいろ、新聞にも出たり、うわさされておる合理化によつて千二百円下げる、こういう千二百円の数字について、これ

は單なる重油と競争しなければならぬというところで、あらかじめ大体千二百円下げることであれば重油と競争できるということで、千二百円という数字をさきにきめて、ここをこの点を合理化しなければならぬというふうに政府は計画を立てておるものか、それとも流通の問題とかあるいは近代化、それぞれの事業地の問題とか、そういうこれとこれと人件費その他をセーブすれば、おのずと千二百円下がるというふうに計画されておるものか、どちらを基礎にして計画されたか、その点をまずお尋ねいたします。

○政府委員(徳田誠明君) これは経過的に申し上げますと、昨年の夏、石炭の大手会社の方で大体八百円程度の値下げというところを行なうことによつて重油と対抗していきたいということとで、一連の合理化計画を立てたわけでございます。しかし石油の将来の価格の推移、あるいは石油に対するメリツトの差といったようなことを考へてみました場合には、どうも八百円では必ずしも十分じゃないというふうに思われるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、業界が考へておりました八百円というもののほかに、非効率炭鉱の整備ということと、高効率炭鉱の造成という積極面と消極面と両方をあわせ講ずることによりまして、大体生産面において二百四程度のコスト・ダウンということができると、それからさらに従来から手をとんとどつけられておりました流通面の関係の合理化をはかるということとをいたしますと、大体二百四程度の

コスト・ダウンということもできる、

こういふふうに判断したわけでございます。一方、石油の当面の競争相手でございます。石油の価格というものを考えてみますと、大体昨年からずっと一年半ばかり重油はカロリー当たり九十七銭というところで推移しているのであり、大抵三十三年度の石油の価格も九十七銭、結局メリットだけ石油が不利だといふような格好になったわけでございますが、これを一応三十八年に石油が九十銭程度になるといふことを前提といたしまして、そしてメリットの差を考えると、主要市場において千二百円程度下がるというのをすれば、大抵経済的に競争が可能である、こういふふうな結論も審議会からいただいたておりますために、需要の面とそれから供給の面の両方からつけ合させた結果、大抵審議会の答申案にありまして千二百円というものの値下げを実現することによって、自立態勢を整えていきたいと考えたわけでありました。

○阿部竹松君 榎詰局長にもう少し具体的に御尋ねしたいのですが、政策とか経済の見通しというところになると、それは見解の相違だということにあるいはなっているかもしれないけれども、これは現実の問題ですから、あなたと私とで現実の認識が違ふはずがないです。そういうことになってきますと、あなたのお言葉通りとしても、非能率炭鉱の休山、閉山、廃山ということをやったとしても、高効率炭鉱のコストを下げるということには、これはならぬ。今お話を承つても、それによつて二百円下がるあるいは流通機構で二百円を下げる、そういうものを合計しても、あなたのお話を額面通り受けとつても、四百円しか下がらない。そうすると、千二百円にはほど遠い。また八百円を何によつて下げるのかというところで、私は何円何十銭とまでは聞いておりません。大体この点とこの点で何百何十円下がるという具体的なお話を承りたい。これとこれと、ここをやつて千二百円下がるという内容の説明を質問しているのです。

○政府委員(榎詰議長) 私が申し上げましたのは、業界が出した八百円にプラス四百円のことを、先ほど申し上げたわけでございます。大体現在の工数は百五十工数ぐらいだろと思ひます。百トン出しますのに、それを三年間に採炭の面、運搬の面、あるいは選炭の面といふものを合理化するというもので、大抵約六割に縮めたいということと、各部門々々工数の計算で計画を立てているわけでございますが、その計画を履行いたして参りますと、今申し上げましたように、大抵業界の案だけで八百円の値下げということを確認に実行できるということでございます。そので、業界の値下げに加えるに流通面の合理化、それから高効率炭鉱を造成し、非能率炭鉱を整理するというところによりまして、それだけで、すそを切つて上の方を足すわけでございますから、全体の平均コストといふものが二百円ばかり改善される。従ひましてわれわれの方は大手の業界の方で発表いたしました、一応昨年の八月八百円値下げをしたといふことで研究いたしておきます業界の合理化案といふものを一応の前提として、その上にさらに四百円の政府並びに関係者一同の合理化努力といふものを加えることによつて、千二百円の値下げを実現したいと考えているわけでありました。

○阿部竹松君 業界はどういう計画をお立てになつておられるかはわかりませんが、この業界の八百円値下げ案なるものはおそろしく今のお話を承つておりますと、局長が御承知かと思うのでその内容をお伺いしたいのと、もう一つは、この法案が可決されると、十二億ですか、その金が無利子で炭鉱の近代化のために貸し出されるわけですが、これは榎詰さん御承知の通り、二十億といふと膨大な金ですが、現状はもう一本掘つても十億以上かかりますよ。そうすると二十億の金をつぎ込んだところで縦坑二本しかできないという現状、それも五年も六年もかからなければ、その縦坑が完全に使用することができないというのが現実であるから、あなたのおっしゃること、業界の八百円をまず下げるという計画を立てた、その上に立つて流通機構の二百円、あるいはまた非能率炭鉱の整理統合によつて二百円ということ、は、どうも理解できないのですが、しかしあなたがそうおっしゃるのですから、業界の八百円といふのは何と何と何によつて八百円コスト・ダウンできる、それにあなたのおっしゃる四百円の積み重ねだといふことを具体的に御説明をお願いしたいわけですが。

○政府委員(榎詰議長) まず合理化すると申し上げましたのは、先ほど申し上げました工数を減らすといふことがおもなわけでありまして、先ほど申し上げましたように、現在三十三年度、百トンを掘りますのに大体百六十と申し上げましたのですが、百五十七・五工数三十三年度かかっておつたわけでございます。これを三十八年に八十八・八工数にしたいといふふうな計画がござれております。これは最後の数字でございますが、さらにこれを内訳を申し上げますと、坑内関係の九十七・二といふのを六十二・六、それから坑外関係の三十三・三といふのを三・六といふふうなことにしまして、さらにその坑内は切羽、掘進、維持、運搬、坑内一般とそれぞれに分れるわけでございますが、そのおのおのにつきまして採炭機械を入れる、あるいは運搬を機械化する、あるいは短壁式を長壁式に直すことによつて維持坑道の延長を短かくするといふような坑外、坑内それぞれにつきまして機械化し、あるいは能率化するというところによる工数計算をいたしました結果、それと、先ほどの流通の面、両方合せて大抵生産面で八百円、約九百円ないし千円程度、あるいは流通面で二百円ないし三百円、これは実は北海道・東京間で二百円といふたようなものは流通関係だけで減るといふ一応の中間的な報告を受けているわけでございますが、現在石炭炭業審議会の生産性部会におきまして、生産面においてはたして確実に幾ら下げ得るか、それから流通面においては幾ら下げ得るかといふことについての詳細な再検討をいたしているわけでございます。われわれといたしましては、大体九月を当面の目標といたしておりますが、九月までには千二百円といふものを年次別にどういふふうに行うかといふことを完成したいと考えております。それから御承知のように先般ここで御可決いただきましたボーラー法の三年延長ということが、三十八年の十月の末で失効いた

しますので、それまでの間には一応石油も重油に対抗できるだけの態勢を整えたいといふことで、絵にかいたもちにならないようにといふ意味で、現在年次別に、三十五年、六年、七年といふものがどういふような格好で三十八年につながるかといふことを検討しているわけでございます。年次別のことまかな数字等につきましては、もうしばらく時間をかしていただきたいと思います。

のは現行で横すべりだという想定に立ってあるものか、その点を一つお尋ねいたします。

○政府委員(建設院) 労務費につきましては、大体二次産業全体の人件費の平均の上昇率を三・八%というふうに考えたわけでございますが、石炭鉱業におきましては、二次産業全体の平均上昇率である三・八%上昇するということを前提に計算いたしております。なお、物価につきましては、御承知のように三年間ほとんど動いておりませんで、物価につきましては、一応現状の物価水準をばいということを前提といたしております。

○阿部竹松君 その次に、大臣が午後出席されぬと困りますので、大臣から大切なところを承っておくわけでありますが、この合理化法案は御承知の通りこれで二回改正するわけですが、これは通商産業大臣、どうも石炭合理化という、合理化の一番やらなければならぬ痛いところに触れておらぬような気がするのです。ということは、これは例ですが、今問題になっている三井三池炭鉱、あそここの鉱区は、これは日鉄炭業と三井炭山と二つについておるわけですが、従って片方は、日鉄炭業はそこへ縦坑を作るのだ、三井炭山はこうやる、勝手々々にこうやるわけですが、これが鉱区が統合されておたら、大きなピットをこうして——北海道の赤平に行っても、北海道炭礦汽船あるいは住友炭業、明治炭業と、炭鉱がたくさんあって、こつちも五万トン、こつちも五万トン、こつちも三万というふうに、そこら辺に乱立しているわけです。この鉱区を整理統合して一本の縦坑をおろせば、これはいとも簡単に合理的化ができて非常に安い石炭が出せる。はなはだしいのは上の炭層二百メートル近くの炭層はどの山で、三百メートルの炭層はどの山で、三つに分けて、上下を別々の鉱業所が掘つておるといふ現状である。これを真中を一本縦坑をおろせば簡単に一カ所で石炭を掘出できる。どうしますと、五億円も十億円もかかる縦坑を、こつちは三井さん、こつちは三菱さんというところとでなくして、一元化して一本の縦坑から石炭を出せる、これをやらない限りは盲腸患者が蔓延して直すようなわけで、これをやらなければ通産大臣、どうして完全な石炭産業の合理化というものはあり得ないというように考えておるわけなんです、これは誤りで、どうか、どうですか、大臣の御所見を承っておきたいと思つております。

○国務大臣(池田勇人君) お話の点は、毎度承つてるところでございます。私が、やはり鉄鋼業の侵害その他、個人会社の権利を、国の目的のために侵害するといふふうなことは、なかなかできないことであるのであります。

ただ、業者が合同してやるということにつきましては異存はございませんが、ただいまのところ、各会社が一応の計画を立ててやっていくことを見ていくよりはかたにない。で、お話のように、非常にうまくいくところもありましようし、またそうしなくても、よくいくところもあるのでございます。で、今の有明海の開発につきましても、日鉄がやつてしまふべきだと考えております。

○阿部竹松君 私は社会党員ですが、石炭産業の国有化ということを覚

としても、私個人としても主張するわけですが、しかし通商産業大臣——今は保守党の天下で資本主義社会である。従つて、これは通商産業大臣に、個人の所有権をみな取り上げてやれということは申し上げません。しかし、いかにどう考えても、不合理なんです。鉱区の交換であるとか、整理統合、これをやることは、資本主義社会だつて、これはできるわけなんです。あなた達は差しかねないとおっしゃるけれども、全部差しかねるようなところには、一カ所だけぽつんと切り離されたところに、中小企業が明治が天保時代に掘つた炭鉱が残存しているにすぎないの、もうおそろく通産省にある鉱区の整理統合の図面を見ても、現在残っているあらゆる会社が、そこに集中している。これをやらない限り、石炭産業の合理化は、いかに口をひも

とけば合理化々々と言つても、達成しないというふうに考えているわけですが、こういう点は、いかでしようか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお答えした通りに、各企業家が、自分のところをできるだけ合理化して開発していくことが適當であると承えております。

○阿部竹松君 それはあれですか、政府が行政的に指導するとか、そういうことではなしに、各企業家が、勝手々々にやるのが適當だと、こつちおっしゃるわけですが、たとえばフランス等においては、あつちにもこつちにも、五百もある炭鉱が四分の一あるいは三・五くらいにすつかり整理統合して、一

成果を上げています。しかし、フランスといえども、これは社会主義国家でもなければ共産主義国家でもない。そういうところでも完全に政府の行政指導と相待つてやっているのだから、そつちうことは全然参考にもならぬし、あくまで一方的にやるといふことで考えられているわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) 鉱区が非常に乱れて、これは全体から見れば統合した方がいいという場合につきましても、これは通産大臣の勸告権はございます。

しかし、今お話の通りに、接近しているから一つにしろというふうなことを言う前に、各企業が、自分の発意で合理化をする、また企業全体としてお話のような悪い山はやめて、新しい山に力を入れていく、こつちうふうなことにつきましては育成していつてい

のであります。今度の合理化につきましても、一般炭鉱の整理と同時に、各会社ごとと鹿山の計画を立て、また振興開発の計画を立て、おのおの自分のところの合理化をはかつていくことをわれわれ期待し、またそれを実行しつつあるのでございます。

私は現状におきましては、今の考え方でもいいと思つております。

○阿部竹松君 しかし、今の考え方では、どうして完全な合理化というものは、枝葉末節な、ほんそつちう張りの合理化法案であつて、二十億の金を出してもさいせん申し上げた通り、縦坑一つ半くらい掘れば、これはあと一切、一銭も残らぬという状態になるのですから、これは完全な合理化でない。

しかし、そこでこの法案に入る前に、もう一つ承つておきたいのです。が、たとえばこつちうことで合理化をやる。この合理化といふことについては、これは近代産業にだんだんと進めていかなければならぬのですから、人間が首切られるから、機械を入れぬで、つるで掘れといふようなめっちゃくちなことは私も申し上げません。ただ、機械をどんどん入れてもけつこうだし、石炭のコストを下げるのもけつこうだし、しかしそれによつて何万人かの石炭産業に従事しておつた労働者が行き場がなくなるというところ、これは労働大臣の所管かもしれないけれども、とにかく、失業対策ばかりにたよつて、別に産業を起さして人間を雇用しようとするような政策が全然ないような気がする。これでは、労働者たまりつてこないで、これは両々相対つて、これによつて合理化——合理化といふと、すつちうりだといふように、あらゆる産業に通ずるわけですが、それもやむを得ないとするならば、これと両々相対つて、これをやらせていかなければならぬ。労働者をどうするかという政策を労働大臣に聞けといふ御答弁では、それもやむを得ませんけれども、こつちう点について通商産業省として、どう労働省と、お話し合いをなさっているものか。

それとも、これは全然関係がなく、ただ石炭コストを下げるだけが通商産業省のお仕事であるか、こつちう点を伺います。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭のコストを下げれば、それでいいということだけには考えておりません。われわれ

は、先ほど来申し上げたわけでありまして、まず三十三年度の送炭可能原価が四千七百二十五円であつたわけでありまして、これを内訳で申しますと、物品費が九百五十円、労務費が二千四百二十七円、経費が千三百三十七円、それからいろいろの償却が三百五十七円、控除額が二百二円、本仕費が二百三十三円、支払い利子が百四十五円、そのほかに副産物の売上高といつて、逆に控除する部分がありまして、出炭総原価が四千六百四十五円、山元の消費、山元でたきますものを差し引きまして、外へ送り出すもの、送炭可能原価が四千七百二十五円ということになつておるわけでありまして。

これは、先ほど申し上げました切羽の工数が大体三〇・一あつたわけでありまして、この三〇・一を機械化することで二に減らす。掘進の一五・七を一〇・二に、維持管理の一七・一を一〇・二に、運搬の一五・四を九・一に、坑内一般一八・九を二・一にするということ、坑内計で九七・二から六二・六にする。坑外におきましては、運搬が五・二から二・三に、選炭が五・一から二・六、その他が坑外関係で二〇が九・七ということ、トータル三〇・三が一二・六、それでございまして、坑内外計で一二五・五が七六・二になり、本社関係、いろいろな事務関係二・三・五を九・六ということにいたしました。それに付帯事業、起業関係といふものを全部トータルいたしますと、最終のグランドトータルが一五七・五を八八・八にするということで、いろいろ計画が立てられておるわけでございますが、この結果、大休物品費が九百五十円から六百六十三円に、

労務費が千九百七十七円に、経費が千二百三十三円に、償却が三百七十二円に、控除額が百八十二円に、本仕費が百六十五円に、支払い利子が百五十六円にということ、出炭総原価が三千七百四十二円に下がるわけでございます。

で、その際、山元を除きました送炭可能原価は三千七百九十円、大体、これが八百円といふときの会社の方で考へておりましたコストの低下状況でございますが、これを非効率炭鉱の整理を促進するといふこと、高効率炭鉱を作るといふことで、一番コストの高い部分を切り捨て、コストの安い部分の作り方を急ぐといふことをやる結果、大体送炭可能原価が三千六百円程度にならうかと、こう思われるわけでございます。そこで約二百円下がりまして、あと流通面の合理化その他で二百円下げるといふことで千二百円下げたいといふのが、合理化の一応のわれわれの計画でございます。

それから失業者関係のことでございますが、これは先ほど大臣から申し上げましたように、臨時国会で離職者対策臨時措置法を作つていただきました。緊急就労事業あるいは広域職業紹介あるいは職業訓練の強化といふことをいろいろやつていただきました。特に援護会を充足せしめまして、今具体的な活動に入つたわけでございます。が、たとえば三十一年度につきましては、昨年三十四年度からの繰り越し分一万三千人分ばかり含めまして、三十五年年度の要対策者を三万一千名程度といふふうに労働省では算定したわけでございます。

ことで四千人、公共事業への吸収で二千七百人、それから職業訓練所、これは御承知のように大体訓練所を卒業しますと、ほとんど百パーセント就職しておるわけでございますが、この職業訓練関係で六千人、それから炭鉱離職者の緊急就労対策事業、昨年の臨時国会で創設されましたこの制度で七千五百人、それから鉱害復旧事業、これはやはり昨年から非常にふやしていただいておりますが、この関係で二千八百人といふことで、こういたしました。大体二万七千人程度になるわけでございますが、あと四千人ばかりのものは、一般失対事業で吸収するといふことで、一応三十四年度からの失業者であつて対策を要する分、それから三十五年に離職のやむなきに至つて、しかもその中で対策を要する分といふものを合わせました人数に対して一応政府といひましては、労働省、通産省並びに関係各省が、全部協力いたしまして、今のようない吸収計画を立てたわけでございます。

さらに三月二十八日に、日本の主要産業ほとんど全部を網羅いたしました炭鉱離職者の雇用対策中央協議会といふものができておまして、炭鉱から出てくる離職者を業界の方でも、一つ積極的に受け入れるという努力をしようといふことで、その離職者対策中央協議会の支部が、各地に目下作られてつづいておる。われわれもいたしましては、この会のそういう積極的な受け入れの計画といふものともにもらひ合わせながら、官民協力いたしまして、合理化の過程に離職のやむなきに至るお気の毒な方々については、万全の援護措置を講じていきたいと考えております。

○栗山良夫君 閣下して。私も、石炭合理化の問題は、いずれ日を改めていろいろお尋ねしたいと思つておりますが、その前に、石炭の合理化のやむなきに具体的な明らかにならないといふと、せっかくこういう措置を講じまして、結果においては、絵にかいたもちに終るということになつては、一石炭企業の不幸であるばかりでなく、日本の経済界としても非常に不幸なことになりますので、そういう点を明確にしたいと思ひまして、従ひまして、その意味で、以下申し上げるようなことが、十分に資料的に提出を願つて御説明いただけるかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

その一つは、ただいま千二百円、炭価を三十八年までに引き下げる、その具体的な内容等についての局長からお話がございましたが、問題は、千二百円三十八年度までに、今計画の通りに引き下げるのができた、こゝ仮定をいたします。できた場合に、その千二百円の今日標になつておるのは、相手は重油でありますから、液体燃料でありますから、その液体燃料の方の価格といふのは現状のままでいけるのか、あるいは上がるとか下がるのか、その見通しが私は非常に重要だと思ひます。せつかく千二百円、三年間に努力して下げたところが、重油がまた下がつたといふのは、これは問題になる、これが非常に問題でありますから、その点を、これは国際カルテル的なものでありますから、国際市況といふものを十分分析せられて、そして資

料的にまとめられるならば出していただくといふことが一つ。

それから、もう一つは、先ほど大臣もおっしゃいましたが、合理化のためには、いわゆるあなたのおっしゃるあの手この手を使って金を集めるのだ、こゝろおっしゃいます。われわれが、いろいろ常識的に伺つておるところ、おそらく二千億円ぐらいの資金が要るだらうと言われている。そういう資金といふものが、はたしてこの石炭企業の合理化のために確保できるかどうかといふことが一つ問題だと思ふ。それで、資金需要の非常に旺盛な今日におきまして、今の千二百円の炭価引き下げを目標に進んだ場合に、はたしてそれで、液体燃料と対抗できるかどうか、そこが明確になつていないのに、そういう企業に対して、今の金融機関が、膨大な資金に対して手当をするかどうか。こういうことが、私はまだ一つ疑問として残るわけでありまして、この点も一つ明確にしてもらいたい。具体的にとつて工合にして資金を集めるのだといふことですね。

それから、最近ちらほら工業新聞等にも出ておりますが、石炭企業は、企業立て直りのためにLPGその他あるいは化学工業等を含めまして関連事業と申しますか、付帯事業といふものに進出して、石炭工業の経理面の再建に乗り出したいといふ動きがたふさんあります。

そういたしますと、そういう資金といふものが、現在マイニングの方だけの合理化ですら、それだけの金が必要で、しかも資金手当てといふものは非常に困難だと私は見ている。それ

にさらに、そういう仕事に要する資金というものは、どうして出てくるのか、そこに私は非常な問題を一つ持っている。

それから、第四点は、先ほど阿部君もちょっと話、触れられておりました、国をあげて石炭の合理化をやる、物心の両面から協力していくというところであれば、雇用の問題ももとよりトップ・レベルで配慮をしなければならぬ問題であります。そういうこととであれば、今のその完全な私企業であり、私有財産的な扱いを受けておるこの石炭企業そのものを、やはり国民の前にガラス箱に入れて示す必要があるのじゃないか。企業そのものは、あくまでもカーテンの中に包んでおいて、そうして、必要なものだけ国が手を差し伸べる、そういうことでは、やはり国民の立場からすれば、ちょっと理解しにくい点がある。そういう場合に、これは強要をするというよりは、現在の日本の経済体制からいへばできないかもしれないが、鉱業権者の方は、それくらい裸になり得る状態にあるのかないのか、裸になって石炭企業というものを一応投げ出すという言葉はおかしいですけれども、これは地下資源でありますから、やはり国の重要な資源でありますから、それを日本の産業に貢献させていく。今ではとも企業をやつていられないから、あらゆる措置を国が一つ応援せられたらいい、そのかわり自分たちは、ガラス箱の中に入れてお目にかけましよう、と、そこでおきてこれにたいして問題ではないか。なかなかやりにくい問題ではないか。かに千二百円下げた、そのとき、また重油が下がった。さあ、その次にそれ

じゃ、もう一ぺん国が手を打ってくれというふうなことになる場合、そのときには、私は国民はもう協力できないかならうと思うのです、今度は目をつぶって協力するにしても。

だから、そういう意味で、今四つほど基本点を申し上げましたが、そういう問題を専門的に研究なさった通産省でありますから、おそらくいろいろな条件を分析されて結論をお持ちだと思ひます。そういうものを当委員会に、ぜひ提示をお願いしたい。こういう場合にお願いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(橋詰誠明君) ちよつと

作つて提出するということにいたしましたと思ひますが、まず第一点の原油あるいは重油の価格の推定というものは、これは産業合理化審議会のエネルギー部会というのが、通産省に前から設けられておるのでございますが、そこで検討いたしましたときの数字が、大体現在九十七銭程度が、今後四、五年ぐらいの間に九十銭程度に下がるであらうというのをきめておるわけでございます。これは将来のことでございます。これは、こういう理由から、こうなるといったことはないのでございまして、各方面の方々が、ずっと御検討なさつた結果、大体三十八年ないし四十二年というところを考えた場合に、九十銭——九十七銭現在しているのが、九十銭ぐらいになるというふうに見るのが、一番善いかな見方じゃないかというふうな御判断を下だしていただいておりますので、これを一応、われわれとしてはものさしにしたわけでございます。

御承知のように、石油の価格という

のは、どうも石炭よりも若干ずつ下げるといふのは、これは石炭の値段と見合ひながら下げているといふたよりな傾向等もございまして、大体ある程度高く売つた方が、これはいいわけでございますので、重油の方は下げる余地は確かあるかも知れません。今までの傾向は、石炭の値段を見ながら、メリットその他を換算すると、重油の方が得たという程度のことろまで大体値段を維持するというような格好もございまして、今後、国際不況カルテルという、そういうようなものと、それから新しくいろいろな民族資本の石油というものの勢力関係がどうなるかということによつて、若干違ふかも知れませんが、一応われわれといたしましては、石油の方も、石炭の合理化の進展の度合いを見ながら、いろいろな対策をすべきじゃないか、さしあたる石炭は、九十銭というものを目標に合理化を進めていきたい。御承知のように、石炭は従来価格が非常に割高であるということ、供給が安定を欠いているということ、非常に非常にお客さんからきられて参りましたので、もしこの千二百円の引き下げ、これは石炭にとっては非常に容易ならぬ困難なことでございますが、その困難をも労使の協力、金融関係事業者の協力のもとに達成することができるというところになりましたならば、これはそのとき、若干割高ということでも、やはり安定したエネルギーを確保したいといったような気持ちから、お客さんの方も、今の石炭に対するような風当たりというところは、相当に緩和されるだろう、やはりその際に

は、国産エネルギーというもののに対する見方というものを再認識していただけるんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

それから資金確保の第二点でございますが、実は、これも産業合理化審議会の資金部会、これは関係各金融機関の方々も、皆さんお入りになってやつておるわけでございますが、大体資金部会では、御了承をいただいております。ただ現実の問題として、非常に一般金融機関が金を出すとすることがむずかしい、流るという点は考えられませんが、そういうこともあります。たに、この際、今御審議いただいております法律によつて、新しい特別貸付金の制度を創設して、将来石炭の中核となり得ると思われるような高効率の炭鉱につきましては、政府資金を出す。で、その政府資金を一種の橋水というふうなものにも使うことによりまして、民間資金を誘導していくといったような方向に持っていくたい、そういうふうに考えて、今この法案を御審議願つておるわけでございますので、資金確保の点、これは確かに一番大切な点でございます。

政府といたしまして、今後できるだけPR等もいたし、関係金融機関に協力を求めるということにいたしますが、今回の特別貸付金制度を活用するということによりまして、できるだけ所期の目標を確保していきたいと考えております。

それから第三点の付帯事業の關係でございますが、これは大体付帯事業と申しましても、ほとんど別会社という形でやつておるのが多いわけでございます。別会社でございますが、これは

非常に皮肉なことでございまして、これは笑い話程度のところで、苦笑している経理部長なんかもおるわけでございますが、石炭会社が、石炭に使うなら金を貸さぬけれども、まさかこれは、傍系会社がセメントに使うのだ、あるいは船に使うのだといつておいて、炭鉱につき込むんじゃないでしよう、と、いったようなことを言っている人もおるぐらいで、実は、こういう付帯事業の方が、金が借りやすいというのが現状の格好になっておるのであります。ただ今まで、こう大きく

なつて、新聞にははでな一部のものが出ておりましたが、そう大きな付帯事業は、実は今やつておるものはない。セメント関係あるいは船関係あるいはガス関係というあたりに、投資しているといったような実態でございます。あるいは一部不動産を持つていて、別会社にした。しかしこれは、自分のところから離れる人々を、むしろそういう新しいほかの用途に吸収しようというふうな計画で立っているものが大部分のようでございます。石炭が金を借りにくいのに、ほかのところまで、とても手が回らぬじゃないかという点は、まずは御心配ないというふうに申し上げていいのじゃないか、こういうふうに考えております。

それから経理の公開とおっしゃいますけれども、ガラス張りの中に入れるというお話があった。これも、今度の特別貸付金の制度に関連いたしまして、たとえばこういう特別の無利子、長期という政府資金まで借りるといふ以上は、あくまでも石炭鉱業合理

化をすみやかに達成して、日本産業の基礎を確立するに役立つように、できるだけ迅速に、そういうことがなるようにというのを目的にやっていますわけです。このようにして、これはあくまでも会社社のやりの体質、石炭企業自体の体質改善というところに資さなければならぬと思われまして、償却等も、普通償却のみならず、十分な特別償却の制度が認められるものについては、特別償却までやって、将来の変動等にたえ得るだけの体質を強健にした上でないと、配当はしてはいかないといった趣旨の制限は加えるつもりであります。

そういう十分な経理をやらず、払うべきものは全部払い、積み立てるものは積み立てるといふことをやった上でないと、みだりに社外流出を認めない。このために必要な経理監査は、政府でも行なうというのを建前にしてありますので、大体この御趣旨の線に沿いまして、十分に経理監査は進めていきたいといったように考えております。

○栗山良夫君 今の点はいいずれ、もう少し詳しくお尋ねいたしますが、局長の今のお話の中で、もう一ぺん反論というわけじゃありませんが、言葉を返しておきたいのは、今あなたの言葉の中に、資金確保の問題で、関連事業の方は借りやすい、それなら心配要らないとおっしゃったのですが、私は、心配するともしないとも申し上げていないので、関連事業に金が出て、本体の方に出不入の状態になっているのが問題だとおっしゃっているのです。それは、まあ釈迦に説法ですけれども、資金というものは、採算と利潤を求めていくわけですから、本体の方にその可能性がない、関連事業の方に、その可能性が大

だということば、そちらに流れることは、当然のことなんです。そういうことが石炭事業の中にあることが問題だということばを指摘しているわけなんです。そういう意味で、安直にものを並列的に考えないようにはしてもらいたいということが一つ。

それからもう一つは、千二百円の炭価引き下げについて、液体燃料はどうかという、私がお尋ねいたしましたのは、これは今の日本の液体燃料といふものは、非常に何といいますが、へんばな価格体系で、ガソリンの方が安く、重油の方が高いのです。このへんばな価格構成というものは、実際にはいかに高くて、ほんとうからいへば、ガソリンが高くて、重油が安くなければならぬ。ところが重油の方は石炭との見合いにおいて高くなっている。これは、だから裸にしたら、うんと下がります。だからその裸の値段というものを、一ぺん示してもいいというものを、われわれは言っている。しかし石炭を保護するといふ建前からいへば、千二百円、三年間努力してこの間に、その努力期間が終了したところで、また原油がずっと下がったというところは、石炭企業にとつてみれば、浮意に解釈すると踏んだり蹴ったり。そういうことはよろしくないから、そこで政府は千二百円下がったときには、液体燃料に確実に對抗し得ると、そういう政策をお持ちであるかどうかというのを、私はお尋ねしている。関連政策でいくというよりなことを、あるいは愚策かもしれませうけれども、もし三年後に千二百円石炭を下げた、原油の国際価格が下がったというときには、関連政策でもって

でも、これは保護する、十分に液体燃料と石炭とは対抗し得るのだ、対抗させるのだと、そういう強い政策というものを、お持ちかどうかということばを申し上げている。かりに等価になつても、石炭を置く場合、燃やすには、人は要る、灰は出るというので、重油より扱い的には不利なことは、これはもう私が言ってもいい。それでも、なお国産資源だから、みな協力して使つていこうということばであれば、やはりせめて価格だけでも——そこまでは、国が政策的に保護するかどうかという問題が出てくるわけです。

そういう点について、われわれの納得のいくような御説明を願いたい。それはわれわれにしたいだきというよりも、産業界に向かつてせられるべきである、金融機関に向かつてせられるべきである。そうして所要の資金が完全に確保できれば、そうしてほんとうの意味の合理化ができてくるというところであれば問題ございませぬが、今の動きは、どうもちょっと隔靴掻痒の感があるので私申し上げた。

○国務大臣(池田勇人君) 石炭産業の育成といいますが、あるいは維持と申しますか、これは雇用の問題からいっても、国内資源の開発の問題からいっても、あるいはまた国際収支の点からいっても、ぜひ確保しなければならぬ一番大きな問題であるので、従いまして今お話し通りのガソリンと重油との格差が、各国のそれに比べて非常に逆になっておるといふことは、局長答えておる通り、石炭の値段を見ながら、まず重油の値をきめていく、ガソリンはあとからという関係になつてくるから、こういうことができておるのであります。しかしこの問題は、将来もずっと続いていくと思ひます。この審議会の方針通り、大体一割足らず下がるとの計算を今のところするよりし方がありません。

今後、原油はどうなりますか、重油がどうなりますか、推移を見なければわかりませんが、私は、先ほど申し上げましたように、石炭企業というものは、ぜひ確保しなければならぬ、これは私としては、絶対の命題であるのであります。

先般、アデナウアーがこられたときに、たまたまこの問題が出ましたが、アデナウアー首相は、ドイツとして石炭の確保というものは至上命令だ、こういつておられました。はたせるかな、いろいろ問題はございまして、けれども、上下両院の話しによりまして、重油に対して三年間二十五マルクの課税をするという、初めは三十マルクで、大体、四割程度の課税のようございまして、二十五マルク三年間ということで話がきまりました。二十五マルクと申しますと、三割近い課税ではないか、これは、私はドイツの政策がいいか悪いかわからないことは、今批評は差し控えますが、西ドイツとしては、そういうふうな決意をいたしておるのであります。私は国際収支の点からいって、それに似たような政策を今後とるべきじゃないかということをお心ひそかに考えている。今重油をどうするか、こうするとかいうことを申し上げるのは早いのであつて、これは重油というものは、石炭と同様に、産業のものをなす、物価をきめる重要な資料でありますので、今申し上げられませんが、私

は石炭企業の重要さというのを、だれにも負けずに考えておるのでございします。従ひまして、これで万全で一つも譲らぬと申しませんが、やはり石炭企業の合理化と、片一方では、世界の経済情勢等々がございしますので、とにかくその場で今申し上げましたような考え方で善処していきたいと思つております。

○委員長(山本利壽君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(山本利壽君) 速記をつけ

暫時、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

(休憩後開会に至らなかつた)